<改正後>	<現 行>
宮城県農業農村整備事業等地質・土質調査業務共通仕様書	宮城県農業農村整備事業等地質・土質調査業務共通仕様書
第1章 総 則	第1章 総 則
第1節 総 則 第1-1条 <b>【略</b> 】	第1節 総 則 第1-1条 <b>【略</b> 】
第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) ~ (8) 【略】 (9) 「契約書」とは、「建設工事に係る調査測量等の契約の取扱いについて」の別紙委託契約 書をいう。 (10) ~ (32) 【略】	第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) ~ (8) 【略】 (9) 「契約書」とは、「建設工事に係る調査測量等の契約の取扱いについて」(平成27年3 月25日付け出契第1515号副知事依命通達) の別紙委託契約書をいう。 (10) ~ (32) 【略】
第1-3条 ~ 第1-5条 【略】	第1-3条 ~ 第1-5条 【略】
第1-6条 管理技術者 1~6 【略】 7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等 やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発 注者の承諾を得なければならない。	第1-6条 管理技術者 1~6 【略】 【新設】
第1-7条 ~ 第1-10条 【略】	第1-7条 ~ 第1-10条 【略】
第1-11条 業務計画書 【略】 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)~ (11) 【略】 なお、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-33条安全等の確保、第1-37条個人情報の取扱い及び第1-38条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。	第1-11条 業務計画書 【略】 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)~ (11) 【略】 【新設】
3、4 【略】	3、4 【略】
第1-12条 ~ 第1-29条 【略】	第1-12条 ~ 第1-29条 【略】
第1-30条 再委託 【略】 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理 (単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子	第1-30条 再委託 【略】 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作など の簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3、4 【略】

第1-31条 ~ 第1-36条 【略】

第1-37条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、 又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための 個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはな らない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理 を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるも のとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったと きは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示が あった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様 3、4 【略】

第1-31条 ~ 第1-36条 【略】

【新設】

<改正後>	<現 行>
とする。	
8 資料等の返却等	
受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、	
若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注	
者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法	
を指示したときは、当該指示に従うものとする。	
9 管理の確認等 (1)受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人	
(1) 文注有は、収扱り個人情報の秘色性等での内谷に応じて、この実料による事務に係る個人 情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取	
根いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内	
容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期	
検査等により確認し、発注者に報告するものとする。	
(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。ま	
た、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、	
又は検査することができる。	
10 管理体制の整備	
受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体	
制を定め、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。	
11 従事者への周知	
受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得	
た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、	
個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。	
第1-38条 行政情報流出防止対策の強化	【新設】 「新設」
受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1	
-11条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。	
2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならな	
lν <sub>o</sub>	
(関係法令等の遵守)	
行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項	
を遵守するものとする。	
(行政情報の目的外使用の禁止)	
受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に 使用してはならない。	
(社員等に対する指導)	
(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣	
労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し	
行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。	
(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。	

<改正後>	<現 行>
(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。(契約終了時等における行政情報の返却)受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。) については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。(電子情報の管理体制の確保) (1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者という。)を選任及び配置し、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。イ本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策の電子情報の保存等に関するセキュリティ対策、電子情報を移送する際のセキュリティ対策、(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。イ情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用ロセキュリティ対策の施されていないパソコンの使用ハセキュリティ対策の施さない形式での重要情報の保存ニセキュリティ対策の施されていないパソコンの使用ハセキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存ニセキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送、市情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送(事故の発生時の措置) (1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。 (2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講するものとする。 3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。 第1-39条 保険加入の義務受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第1650号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第1150号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入し	【新設】
なければならない。	

<改正後>	<現 行>
第3章 ボーリング調査 第3-1条、第3-2条 【略】  第3-3条 調査方法 1 ~ 6 【略】 【削る】 7 【略】 8 【略】 9 【略】 10 【略】 11 【略】 11 【略】 12 【略】 13 【略】 14 【略】 15 水平ボーリングを施工する場合のケーシングの挿入段数、仕上げ方法等は、仕様書等によるものとする。 (1) 地寸べり調査等は掘削長まで硬質ポリ塩化ビニル管を挿入する。調査結果により10~20cm千鳥に径5mm以上のストレーナーを切る。また、外周には必要に応じてビニール管のフィルターの機能をもつ材料をもって被覆する。 (2) 【略】 16 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。 ※2 ノンコアボーリングとは、記察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。 ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンブリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。	<ul> <li>第3章 ボーリング調査</li> <li>第3-3条 調査方法</li> <li>1 ~ 6 【略】</li> <li>7 土質地盤の掘削は、地下水の確認ができる深さまで原則として無水掘とする。</li> <li>8 【略】</li> <li>9 【略】</li> <li>10 【略】</li> <li>11 【略】</li> <li>12 【略】</li> <li>13 【略】</li> <li>14 【略】</li> <li>15 【略】</li> <li>16 水平ボーリングを施工する場合のケーシングの挿入段数、仕上げ方法等は、仕様書等によるものとする。</li> <li>(1) 地すべり調査等は掘削長まで硬質塩化ビニール管を挿入する。調査結果により10~20cm千鳥に径5mm以上のストレーナーを切る。また、外周には必要に応じてビニール管のフィルターの機能をもつ材料をもって被覆する。</li> <li>(2) 【略】</li> <li>【新設】</li> </ul>
<ul> <li>第3-4条、第3-5条 【略】</li> <li>第3-6条 検尺 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会の上、ロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</li> <li>第3-7条 ~ 第3-9条 【略】</li> </ul>	第3-4条、第3-5条 【略】 第3-6条 検尺 ボーリング延長の確認は、調査目的を終了後、原則として調査職員立会のうえ、ロッドを挿 入して行うものとする。 第3-7条 ~ 第3-9条 【略】

<改正後>	<現 行>
第4章 【略】	第4章 【略】
第5章 サウンディング	第5章 サウンディング
第1節 【略】	第1節 【略】
第2節 標準貫入試験 第5-2条 目的 この試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。	第2節 標準貫入試験 第5-2条 目的 この試験は、原位置における土の硬軟、締まり具合の相対値を知るため行うものである。
第5-3条、第5-4条 【略】	第5-3条、第5-4条 【略】
第3節、第4節 【略】	第3節、第4節 【略】
第5節 スウェーデン式サウンディング試験 第5-11条 目的 この試験は、深さ 10m 程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又は土層の構成を判定するために行うものである。	第5節 スウェーデン式サウンディング試験 第5-11条 目的 この試験は、比較的浅い原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具 合又は土層の構成を判定するために行うものである。
第5-12条、第5-13条 【略】	第5-12条、第5-13条 【略】
第6節 簡易動的コーン貫入試験 第5-14条 目的 この試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは 支持力を判定することを目的とする。 第5-15条 試験方法 試験方法及び器具は、JGS1433 (簡易動的コーン貫入試験)によるものとする。 2 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。 3 コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜 角度をできるかぎり記録するものとする。 4 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協 議するものとする。 第5-16条 成果物 成果物は、次のとおりとする。 (1)調査位置案内図、調査位置平面図 (2)調査結果については、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433 に準拠して整理 する。	【新設】

<改正後>	<現 行>
第6章 ~ 第12章 【略】	第6章 ~ 第12章 【略】